

令和7年度 第6回 山梨地方最低賃金審議会 本審 議事録

1 日 時 令和8年3月11日（水）午前10時55分～午前11時25分

2 場 所 山梨労働局 1階大会議室

3 出席者

公益代表：今井委員、岡松委員、門野委員、後藤委員

労働者代表：小林委員、櫻井委員、白倉委員、船渡委員、松長委員

使用者代表：早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員

事務局：岩崎労働局長、小林労働基準部長、片山監督課長

小林賃金室長、深沢賃金室長補佐

4 議 事

(1) 令和8年度最低賃金改正等の推進について

(2) 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について

(3) 山梨県労働組合総連合からの要請について

(4) その他

5 審議会内容

(賃金室長補佐)

改めましておはようございます。

本日は、石垣委員と長谷川委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上、または、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

ただいまから、令和7年度第6回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

審議に先立ち、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料は、順番に、次第、配席表、3月4日付けの要請書、それから、事前にお配りしている審議会資料とカレンダーが記載された一枚物の書類、以上になります。

3月4日付けの要請書ですが、ホッチキス止めの資料最終ページにも添付してありますが、セット後に要請者から差し替えの御連絡がありました。そのため、別にお配りしております。

お手元にはない資料はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、審議会運営規程第5条に基づき、以後の議事進行につきまして、後藤会長よろしく願いいたします。

【 （１）令和８年度最低賃金改正等の推進について 】

(後藤会長)

おはようございます。

年度末の御多忙の時期にお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本年度最後の審議会を開催いたしたいと思えます。

早速議事に入らせていただきます。

次第に従いまして、まず、(1)、「令和８年度最低賃金改正等の推進について」です。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

着座にて失礼いたします。

議題(1)に関しまして２点説明させていただきます。

この２点につきましては、本審の前に開催されました運営小委員会におきましても、協議いただいた事項となります。

まず、１点目「令和８年度最低賃金改正等の推進について」の案でございます。

事前にお送りいたしました資料の１ページを御覧いただければと思えます。

こちらが令和８年度の案になります。令和７年度版から特に修正とか追加などは行っておりません。

本案につきまして、運営小委員会にお諮りしまして「原案どおりでよろしい」、との御意見をいただいたところでございます。

この案につきまして「令和８年度版」として御承認いただきたくお願いいたします。

次に、２点目としまして、資料はございませんが、令和８年度の地域別最低賃金の審議における「関係労使からの意見聴取」の方法についてです。

コロナ禍に入る前、令和元年度までは、地域別最低賃金を御審議いただく山梨県最低賃金専門部会において、事業場を実際に訪問して、労使から意見聴取をする形式を採っていました。

令和２年度から本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などの観点から、事務局が複数の事業場を訪問して意見聴取を行い、その結果を資料にとりまとめまして、審議会において報告するという形を採っていました。

現在、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけは５類に引き下げられており、法令上の行動の制限等もなくなっております。

感染者数の推移をみますと、増減を繰り返している状況にあります。

今年度当初に、労使の皆様の御意見をお聞かせいただきまして、会長と検討した結果、事業場を訪問し意見聴取という形で生の声を聴くといいうことは意義があることではあります。コロナ感染症の影響もあり、また、受け入れ事業場を探すことは厳しいかもしれないことから、もう一年様子を見ることとしまして、事務局が事業場を訪問して意見聴取を行って、その結果を資料に取りまとめまして、審議会において報告させていただきました。

令和8年度の実施方法につきましても、本年度と同様に、令和8年度のしかるべき時期になりましたら、会長に御判断いただくこととさせていただきたいと考えております。

御判断をいただく時期につきましては、事業場視察を行う場合の準備期間もございまずるので、来年度の最低賃金審議の日程調整をさせていただく前、4月頃になるかと思いますが、その時の感染状況とか、受入れ可能な事業場の選定状況などを見ながら、労働者側、使用者側の委員の御意見もお伺いした上で、事務局から会長に御相談させていただきたいと考えております。

また、運営小委員会におきましても、この取り扱いにつきまして、「会長一任でよろしい」との御意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、質問、意見の順でお伺いすることとします。

まず、今説明いただいた2点について、1点目は添付されている資料の文案について、2点目が意見聴取の方法についてですが、何か質問ございますか。

(各側委員)

(質問なし)

(後藤会長)

それでは、御意見をお聞きしたいと思えます。

何か御意見ございます。

(早川委員)

説明いただいたとおりでいいかと思えます。

(後藤会長)

ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明いただきました「令和8年度最低賃金改正等の推進について」1点目ですが、こちらにつきましては原案どおりとすることといたします。

また2点目、「関係労使からの意見聴取」につきましては、令和8年度の初めに、皆さんの御意見を踏まえ、判断をすることとしたいと思えます。

【 (2) 特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について 】

(後藤会長)

それでは議事を進めていきます。

続きまして、議題(2)、「特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について」です。

こちら、まずは、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

審議資料の5ページと7ページになります。

5ページが、電機連合山梨地方協議会の議長から山梨労働局長あての、山梨県電気機械器具等製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明。

7ページが、基幹労連山梨県センターの委員長ほかから山梨労働局長あての、山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明となります。

これらの意向表明は、それぞれ本年2月26日に提出していただいております。

これら特定最低賃金2業種につきましては、この意向表明にありますとおり、本年7月に申出がなされたところで、特定最低賃金検討委員会を設置しまして、改正の必要性について御審議いただくこととなります。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、この議題につきましては質問と御意見、併せてお伺いしたいと思います。何か、御質問あるいは御意見ございますか。

(各側委員)

(質問等なし)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

申し出があったということをお含みおきいただければと思います。

【 (3) 山梨県労働組合総連合からの要請について 】

(後藤会長)

続きまして、議事(3)に進みます。

「山梨県労働組合総連合からの要請について」、こちら、まずは、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

本日、差し替えということで机上に配布させていただきました資料を御覧いただければと思います。

裏面を御覧いただきまして、1から6、要請事項が書いてございまして、3番の「最賃改定の施行日は10月1日とすること」というところが追加となっており、労働組合

総連合のほうから差し替えをということで、皆様に資料をお送りさせていただいた後に差し替えがあったところでございます。

3月4日付け、山梨県労働組合総連合から山梨労働局長と山梨地方最低賃金審議会会長あてになされた要請文の写しになります。

要請事項ですけれども、今日お配りした資料の裏面でございます。

まず1としまして「最低賃金法を全国一律制度に改正するよう上部機関に働きかけること」、2として「労働者の生活を支えるため、山梨県の最低賃金をただちに1,500円以上に引き上げること」、3として「最賃改定の施行日は10月1日とすること」、4として「最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化するよう上部機関に働きかけること」、5として「審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること」、6として「山梨地方最低賃金審議会において、要望のある組織から意見陳述の機会を認めること」の以上6点が要請項目となっております。

これらにつきましては、審議会として、特に回答等を求められてはございませんけれども、会長及び労働局長あての要請となっておりますことから、要請があったことにつきまして御承知いただければと思います。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

今、御説明いただきましたように、特に、この審議会で何か審議あるいは回答するものではございませんので、委員の皆様には、このような要請があったということをお含みおきいただければと思います。

とはいえ、御質問、御意見はお聞きしておいたほうが良いと思いますので。

何か御質問あるいは御意見、ございましたらおっしゃっていただければと思います。

(各側委員)

(質問等なし)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、このような要請があったということをお含みおきください。

【 (4) その他 】

(後藤会長)

それでは、議事をすすめさせていただきます。

(4)、その他でございますが、まずは、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

令和7年度の審議状況と令和8年度の日程などについて説明したいと思います。

審議資料13ページから17ページにつきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、13ページでございます。

令和7年度の地域別最低賃金の改正状況というところで、全国のこと書いている資料となっております。

続きまして、15ページでございます。

15ページは、令和7年度の電気機械器具製造業最低賃金の改正状況ということで、全国の電気機械器具製造業の、特定最低賃金の改正状況が書かれている資料となっております。

続きまして17ページでございます。

17ページは、令和7年度の輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正状況が書かれた資料となっております。

こちらの資料につきましては、今後の参考としていただければと思います。

続きまして、来年度の日程につきまして、説明させていただきたいと思っております。

本日、机上に1枚物のA4一枚で6月から8月までの3か月間分のカレンダーを用意しておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

こちらの資料につきましては、来年度の日程のスケジュール感を説明させていただくにあたりまして、そのみ使用させていただく趣旨で作成しました、参考の資料となります。

毎年、山梨県最低賃金審議日程につきましては、10月1日発効を想定した日程で調整を行っており、本年10月1日発効を想定した場合で作成しています。

まず、黄色の四角で表示しておりますのが、中央最低賃金審議会の動きの、あくまで見込みになります。

令和7年度につきましては大分遅れたところがございますが、令和8年度は例年と同様の日程であれば、6月下旬頃に中央最賃審での諮問が行われ、7月下旬に目安額の答申予定と思われるという想定で作成させていただいたものです。

今年度の中央最賃審は7月11日に諮問、目安額の答申が8月4日でございます。

令和8年度の中央最賃審の情報につきましては、今のところ、特段ございません。

今申し上げたように、諮問が6月下旬、目安額の答申が7月下旬となると思われるということで、作成させていただいております。

次に、山梨の日程のイメージでございます。緑色の四角の表示になります。

まず、第1回目の本審ですが、6月下旬から7月初めを中心に調整させていただくことになろうかと思っております。

緑色の四角は日程に幅を持たせていただいております。この期間のうち、いずれか1日が開催日となります。

続きまして、山梨県最低賃金の専門部会でございます。

この資料では7月の中旬を中心に第1回、第2回の2回を想定しています。

第1回が会議室での審議、第2回は意見聴取のために事業場視察を行う場合に開催となります。

このうち、1回目の専門部会は、原則として第1回本審開催から14日程度経過した後での開催となります。

中央最賃審での目安額の答申を受け、7月下旬から山梨で目安伝達をさせていただく第2回本審、第2回本審と同日開催する第3回専門部会の開催、翌日以降に、第4回、第5回の専門部会の開催となります。

事業場訪問を実施しない場合には、第2回本審と同じ日に行われる専門部会が第2回、その後が第3回、第4回となります。

仮に、10月1日発効を想定しますと、第3回本審は8月5日の水曜日に開催。

その後、8月5日の答申日から異議申出期間の15日間が経過した8月21日金曜日の午前中が異議審となります、第4回本審となります。

特定最低賃金の審議日につきましては、記載しておりませんが、8月中旬までに特定最低賃金検討委員会を1回開催することとなります。

実際に日程調整をさせていただく時期ですけれども、4月下旬から5月初旬頃を予定しております。

今年度の審議日程の調整につきまして、委員の皆さまに大変御迷惑をおかけしたところでございます。

昨今の最低賃金を取り巻く環境等を踏まえますと、来年度の地方の審議日程につきましても、その状況によりまして変更となる可能性もございます。

日程調整につきましては、予備日も含めまして、8月中の調整をさせていただく可能性がございます。

委員の皆様には、日程の確保につきまして、御配慮賜りますようお願いいたします。本年度の審議状況と来年度の日程につきましては、以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

今御説明いただいた日程について何か、御質問あるいは御意見ございますか。

(各側委員)

(質問等なし)

(後藤会長)

では、次年度も引き続きよろしく申し上げます。

そのほか、事務局あるいは皆様から何かございましたらおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議事自体はこれで終了となります。

本日は、本年度最後の審議会となりますので、最後に労働局長から一言御挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

(労働局長挨拶)

まずは、1年間御審議、どうもありがとうございました。

本日は、皆様方におかれましては年度末の本当にお忙しい中、審議会に御出席いただきありがとうございます。

通常この時期に開催する審議会というのは、中央労働審議会なんかがありますけれども、この時期に審議会というのはよほど急いで法案提出なんかじゃないと開かないということで、こういった時期に地方局においても審議会を開いているということは、繰り返しになりますけれども、皆さん年度末のお忙しい時期に委員の皆様には、審議会に御出席をいただき感謝申し上げます。

皆様のおかげをもちまして、令和7年度に予定しておりました最低賃金のための審議、地域別最低賃金を含めて、特定最低賃金も滞りなく終わることができました。

改めまして厚く御礼申し上げます。

この1年間振り返ってみますと、年度当初は、御承知のこととは思いますが、アメリカの関税に政策に関する経済に与える不透明感というところから始まって、円安傾向も元々ありましたけれども、円安傾向がけん引する物価高や、エネルギー価格の高騰、構造的な人手不足等の問題があるというところの中で、あるいは、年度途中におきましては一部業種においては、あえて申し上げますが、観光業とか旅館業においては、日本で何かしらの災害が起きるのではないかとといううわさが夏ぐらいに出て、そのあたりから、特に富士北麓地域を中心に、旅館業のあたりでは経営状況が厳しいということがあった中で、落ち着いたかなというところで今度は中国との関係で旅行客が減って、県内の雇用・経済全体に与える影響は、まだ、顕著に出ている状況ではないですが、一部特定の事業者については、非常に厳しい状況が続いているということで、今後これがどのように拡大していくのかということも気になるところでございます。

こういった中で、次年度に向けては、また、厳しい審議ということになっていこうかと思っておりますけれども、今年も、皆様に真摯な御議論をいただいて地域別最低賃金、特定最低賃金について結審をいただいたということで、来年も引き続き様々な状況があると思っておりますけれども、皆様方の真摯な御議論をいただいて、取りまとめができるようにしていただければと思っております。

次年度、特に今進行中でございますけれども、中東でのアメリカ、イスラエルとイランの紛争の中で原油価格の高騰というのが見込まれると、経済情勢に与える影響が非常に高くなれば、来年度の最低賃金の改定にも直接影響することもあるのではないかと思いますので、それも含めて、また、引き続き厳しい中での審議を要求されますけれども、我々としましては、どのようなことがありましたとしても、最低賃金の決定というのは進めていかななくてはいけないということで、事務局としまして、皆様に円滑な審議をいただけるように、審議会の運営に万全を期してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては、今後とも、当局の行政運営につきまして、あるいは、最低賃金の決定という点につきまして、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

本年度はどうもありがとうございました。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは、慣例のようですので、会長からも一言御挨拶を申し上げます。

令和7年度は、最低賃金が千円を超える、そういう意味では画期的な年でしたので、世間の注目をだいぶ浴びたかと思えます。

委員の皆様にはそのような注目された環境でしたので、気苦労をかなり使われて、審議をしていただいたのではないのかなと思えます。

かくいう私も、初めて新任で委員になって、いきなりこの年の会長をやることになりましたので、かなり、なんで受けちゃったのかなあ、という気持ちもなくはないところですが、とはいえ、いい勉強にはなりました。

残念ながら、全会一致というわけにはいきませんでした。最低賃金の改正につきましては、答申をすることができました。

委員の皆様の御立場を超えて歩み寄っていただくことで、このような結果になったと思えます。御協力ありがとうございました。

先ほど労働局長もおっしゃいましたけれども、来年度も、おそらく今年と同じくらい厳しい状況が続く、審議の内容も厳しいものになると思えますが、引き続き御協力をお願いいたします。

本年度は大変お世話になりました、ありがとうございました。

以上をもちまして、第6回山梨地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と早川委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。本年度はありがとうございました。